

2026 年度 給付奨学金（高等教育の修学支援新制度） 在学採用(秋学期)の申請について【学部生対象】

経済的理由で大学での学びをあきらめないように、2020 年度より非課税世帯もしくは非課税に準ずる世帯を対象に「高等教育の修学支援新制度」による日本学生支援機構給付奨学金の支援および授業料等減免が開始されました。

2024 年度より多子世帯または理工系学部（理工学部・建築・環境学部・情報学部）所属学生については、中間層まで支援が拡大され、2025 年度からは、多子世帯への支援が拡充され、所得制限なしで本制度の支援を受けられます。、高校及び大学の成績が一定基準を満たしている方が対象です。申請後に、学力、家計基準の選考があります。

※多子世帯の支援を希望する場合は必ず日本学生支援機構「給付奨学金」に申込みしてください。

【授業料等減免額】

🔗 <学びたい気持ちを応援します 高等教育の修学支援新制度：文部科学省（mext.go.jp）>

【給付月額】

🔗 <給付奨学金の支給額 | JASSO>

【申込資格】

🔗 下記すべてに該当・了承した上で申請してください。

※多子世帯で申請する場合も申込資格は同じです。

収入基準	・学生本人と生計維持者の 2025 年合計所得が、収入基準に該当している。 🔗 家計基準はこちらをご確認ください。 <進学後（在学採用）の給付奨学金の家計基準 JASSO> ・2025 年の収入が収入基準に該当しないと申請はできません。 ※また、2026 年 1 月 1 日以降に家計が急変した場合は、給付奨学金(家計急変)に応募してください。 ・「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当していることを確認している。 🔗 こちらで確認をしてください。 <進学資金シミュレーター JASSO>
資産額基準	・学生本人と生計維持者（原則父母）の資産額基準を越えていない。 ・現金や投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券等の合計が 5,000 万円未満であること。 ※多子世帯の場合、3 億円未満。
学力基準	・2026 年度秋学期に休学、留年をしていない方 1 年生 ：全員学修計画書を提出。 2 年生以上：各学年の標準単位の累計修得単位数が、2 年 3 セメ開始時 31 単位、3 年 5 セメ開始時 62 単位、4 年 7 セメ開始時 93 単位以上の方。 全員学修計画書を提出。 ※ただし、標準単位未満の場合、災害、傷病、その他やむを得ない事由があることを証明できる証明書等を提出する事で申請を認めることがあります。

学費	・秋学期は全額納付していただきます。 ・授業料等の減免額返還は、支援区分に相当する秋学期分を3月末頃に返金をする予定です。 ・奨学金を申請しても、秋学期の学費納付期限(10/25)には間に合いません。 ・申請後、提出した内容に不備無く採用となった場合、12月11日(金)から振込となります。
採用後 《併給調整》	・現在、第一種奨学金の貸与を受けている人は、採用後、現在の貸与月額が併給調整(減額又は0円)されます。 ☞〈給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金の貸与月額(併給調整) JASSO〉 - また現在、第一種貸与奨学金を受けている場合、採用前に振り込まれていた貸与額は卒業後の返還額に加算されます。
《在籍報告》	・年1回(4月)の「在籍報告」手続きがあり、怠ると給付奨学金や授業料等減免を受けることが出来なくなります。 ・給付奨学金は、一度採用されたら、休・停止中でも「在籍報告」の手続きしていただきます。
《適格認定》	・毎年9月に、奨学生本人及び生計維持者の経済状況に応じた支援区分の見直しを行い、10月以降の1年間の支援区分を決定します。経済状況や多子の認定、学力によって給付される内容が変動することがあります。 ☞〈在学中の適格認定(家計) JASSO〉

【その他】

質問等は下記、日本学生支援機構ホームページの「給付奨学金(返済不要)」に関するよくあるご質問」を参照のこと。

☞〈給付奨学金(返済不要)|JASSO〉

支給月額 「給付奨学金」 毎月、学生本人の口座に振り込まれます。

支援区分	【自宅通学】(月額)	【自宅外通学】(月額)
第Ⅰ区分	38,300円(42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円(28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円(14,200円)	25,300円
第Ⅳ区分	多子世帯	9,600円(10,700円)
	理工農系	0円(0円)
		0円

*生活保護世帯の人及び児童養護施設等から通学する人は()内の金額。

※「多子世帯区分」で採用の場合、給付奨学金の支給はありません。授業料等減免のみ支援が受けられます。

減免年額 「授業料等減免額」は秋学期分については全額納付後、学生口座に返金予定。

支援区分		【授業料等減免】(年額)
第Ⅰ区分		700,000円
第Ⅱ区分		466,700円
第Ⅲ区分		233,400円
第Ⅳ区分	多子世帯	700,000円
	理工農系	233,400円

※多子世帯に該当する方は所得制限なく、授業料等減免は70万円(年額)支援が受けられます。

■給付奨学金を同時に利用する方は、以下のように第一種貸与奨学金が併給調整されます。

学校種別・給付奨学金の区分		私立	
		自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円
	第Ⅲ区分	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
	第Ⅳ区分	多子世帯	0円
		理工農系	20,000円、34,500円 (20,000円、30,000円、44,500円)
学 種	支援区分		私立
			自宅通学 自宅外通学
	第Ⅰ区分（多子世帯）		0円 0円
	第Ⅱ区分（多子世帯）		0円 0円
	第Ⅲ区分（多子世帯）		0円 0円
大 学	第Ⅳ区分（多子世帯）		0円 0円
	多子世帯 Ⅱ		0円 5,600円

※なお、申請書類は 9/16(水)から 10/9(金)までに各キャンパス奨学金窓口、室の木キャンパス学生支援室にて配布いたします。申請を希望する学生は、お越しください。

★NEW★

【特定扶養親族等の子どもの申告について】

令和7年度税制改正にて新たに地方税法に特定親族特別控除が創設されました。扶養控除のうち、19歳以上 22 歳以下の特定扶養親族を対象にした措置です。従来、子どもがアルバイト等で基準を超える収入を得ると、扶養控除を受けることができませんでしたが、その収入基準が緩和され、定められた収入の範囲であれば税控除を受けられることになりました。

これに伴い、日本学生支援機構 給付奨学金（高等教育の就学支援新制度）の「多子世帯」支援についても、「生計維持者が扶養する子どもの数」のカウント方法を見直し、奨学生本人以外の特定親族等（学生世代 19 歳から 22 歳）に係る子どもが、日本学生支援機構が定める所得要件に合致した場合、生計維持者の「子ども」として加算することになりました。

申請手続きにより生計維持者が扶養する子どもの数が 3 人以上であると認められた場合、多子世帯として授業料減免等を受けられる可能性があります。該当者は、各キャンパス奨学金窓口まで申し出てください。

以 上